

国土交通省中建審第1号  
令和2年7月31日

公共発注者の長 殿  
建設業団体の長 殿  
民間建築関係団体の長 殿

中央建設業審議会会長 柳 正憲

### 工期に関する基準の実施について

適正な工期設定を通じて長時間労働を是正するとともに、週休2日を確保することは、建設業の将来の担い手を確保する観点からも極めて重要です。一方、適正な工期の実現に向けては、建設業者による生産性向上などの自助努力とあわせて、発注者の理解と協力を得ながら取組を進めていくことが不可欠です。

こうした中、昨年6月の建設業法の改正（建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号））によって、中央建設業審議会は、建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされました。

そのため、中央建設業審議会では、令和元年9月に工期に関する基準の作成に関するワーキンググループを設置し、令和2年6月の第6回ワーキンググループにて、工期に関する基準案をとりまとめました。

その工期に関する基準案について中央建設業審議会で審議を行った結果、別添のとおり基準を作成することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

以上